燕市有機ＪＡＳ等認証取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この告示は、農産物の高付加価値化を促進し、農業者の所得の向上を図るため、農産物等に係る認証制度の認証取得又は更新を行うものに対して、予算の範囲内において、燕市有機ＪＡＳ等認証取得支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者　次のいずれにも該当する者をいう。

ア　市内に住所を有していること。

イ　市内に農地(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地をいう。)を所有し、又は借り受けていること。

ウ　現に農業を営み、又は当該年度内に営農を開始しようとしていること。

(2) 農業法人　農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であって、市内に事業所を有し、市内で主に営農活動を行うものをいう。

(3) 農業者等が組織する団体　次のいずれにも該当する団体をいう。

ア　3戸以上の農業者で構成されていること。

イ　組織の過半数が農業者で構成されていること。

ウ　代表者の定めがあり、当該代表者は認定農業者であること。

エ　組織及び運営に関する規約が定められていること。

(4) 認定農業者等　農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

(5) 人・農地プラン掲載の担い手　人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する人・農地プランに掲載された者をいう。

(補助対象者)

第3条　補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 農業者のうち認定農業者等又は人・農地プラン掲載の担い手

(2) 農業法人のうち認定農業者等又は人・農地プラン掲載の担い手

(3) 農業者等が組織する団体

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者としない。

(1) 市税等を滞納しているもの

(2) 農地法その他の関係法令に違反している者及び当該者が構成員に含まれる団体

(3) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うもの

(補助対象認証制度)

第4条　補助金の交付の対象となる認証制度(以下「補助対象認証」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 有機ＪＡＳ認証　日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第2条第3項に規定する登録認証機関が、有機農産物の日本農林規格(平成12年農林水産省告示第59号)に適合した方法で農産物の生産を行う農業者等に対し、その人及び団体が生産する農産物が有機農産物(有機農産物の日本農林規格第3条に規定する有機農産物をいう。)である旨の表示を認めたもの。

(2) ＧＡＰ認証　認証機関の審査により、ＧＡＰ(農産物の品目ごとに食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組をいう。)が正しく実施されていることが確認されたことの証明のうち、国際水準に適合するものであって、ＪＧＡＰ、ＡＳＩＡＧＡＰ又はＧＬＯＢＡＬＧ.Ａ.Ｐの認証を受けたもの。

(3) ＨＡＣＣＰ認証　ＨＡＣＣＰ(食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法をいう。)について、業界団体、民間団体等から受けた認証で市長が認めたもの。

(補助対象経費)

第5条　補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が補助対象認証を取得又は更新するに当たり、認証機関が実施する審査及び調査に要した費用(振込手数料、郵送料、申請書式集代、認証機関年会費及び認証シール発行に係る費用並びに消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。

2　前項に規定する補助対象経費につき、他の制度による補助金等を受けるときは、当該補助金等の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第6条　補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新規に認証を取得するとき　補助対象経費の合計額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。

(2) 認証を更新するとき　補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条　補助金の交付の申請を行うもの(以下「交付申請者」という。)は、燕市有機ＪＡＳ等認証取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象認証を取得又は更新したことが分かる書類の写し

(2) 領収書等の補助対象経費の内容が分かる資料

(3) その他市長が必要と認める書類

2　前項の申請書兼実績報告書は、第4条に掲げる補助対象認証を取得又は更新した日の属する年度内に提出しなければならない。

3　補助金の交付申請は、第4条に掲げる補助対象認証ごとに同一年度内において1回限りとする。

(交付の決定及び交付額の確定)

第8条　市長は、前条の申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う調査等により、補助金の交付の決定をしたときは、燕市有機ＪＡＳ等認証取得支援補助金交付決定通知書兼交付額の確定通知書(様式第2号)にその決定の内容を、交付しない旨の決定をしたときは、燕市有機ＪＡＳ等認証取得支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)にその旨及び理由を記載し、速やかに交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条　前条の規定による交付決定の通知を受けたものは、燕市有機ＪＡＳ等認証取得支援補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条　市長は、補助金の交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付の決定内容に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他市長が指示した事項に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条　市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

2　前2項の規定による補助金の返還請求は、燕市有機ＪＡＳ等認証取得支援補助金返還請求書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第12条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。